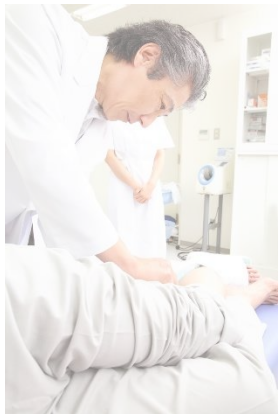




病院敷地内 調剤薬局開設について



スマートメディカル株式会社



医薬分業と門前薬局の現状

医薬分業の推進により、処方箋受取率（外来患者に係る院外処方の割合を示すいわゆる医薬分業率）が昭和49年の診療報酬改定を機に徐々に上昇し、令和元年には74.9%に至っている。

医薬分業の意義

①薬局の薬剤師が患者の状態や服用薬を一元的・継続的に把握し、処方内容をチェックすることにより、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認や、副作用・期待される効果の継続的な確認ができ、薬物療法の安全性・有効性が向上する

②約9割の薬局は交付する医薬品の減量を行っており、そのきっかけは薬剤師から患者への提案が約4割であるなど、残薬の解消にも貢献している

③後発医薬品の使用促進や、薬剤師の在宅医療への積極的な取組、専ら医学的観点からの処方の推進が図られることにより、医療保険財政の効率化等にも貢献している

上記のように、薬物療法の安全性・有効性の向上やそれに伴う医療保険財政の効率化といった医薬分業の意義は大きく、処方箋受取率は一貫して上昇してきた。しかしながら、その一方で、患者が受診した医療機関ごとに近くの薬局で調剤を受ける機会も多い中、医薬分業における薬局の役割が十分に発揮されておらず、患者本位の医薬分業になっていないとする下記のような指摘も見られた。

- 医療機関の周りにいわゆる門前薬局が乱立し、患者の服薬情報の一元的な把握などの機能が必ずしも発揮できていない
- 医薬分業を推進するため、患者の負担が大きくなっている一方で、負担の増加に見合うサービスの向上や分業の効果などを実感できていない

門前薬局の現状



病院敷地内に調剤薬局の開設で 3つの社会的意義・効果がございます。

1. 患者さんへ利便性と安全性の提供

- ・病院から薬局までの移動と時間の負担を軽減
- ・病院から薬局まで車道がなく安全な移動が可能
- ・個別対応ブース、非接触自動精算機等、感染症対策を施した薬局の建設

2. 国民医療費の削減

- ・病院の敷地内に設置された薬局は、門前薬局に比べ調剤報酬点数が引き下げられています。

※現在全国の病院で院外処方されている処方箋の枚数は年間約1億3559万枚（平成30年/厚生労働省調べ）

3. 医療機関の収益改善

- ・病院に地代賃料として毎月の定期収入があります。
- ・敷地内薬局との連携により病院内薬剤師が有効的な院内業務が可能になります。
また、院内で全品目の薬在庫を持つ必要がなくなり費用抑制に繋がります。

病院敷地内薬局 開設メリット

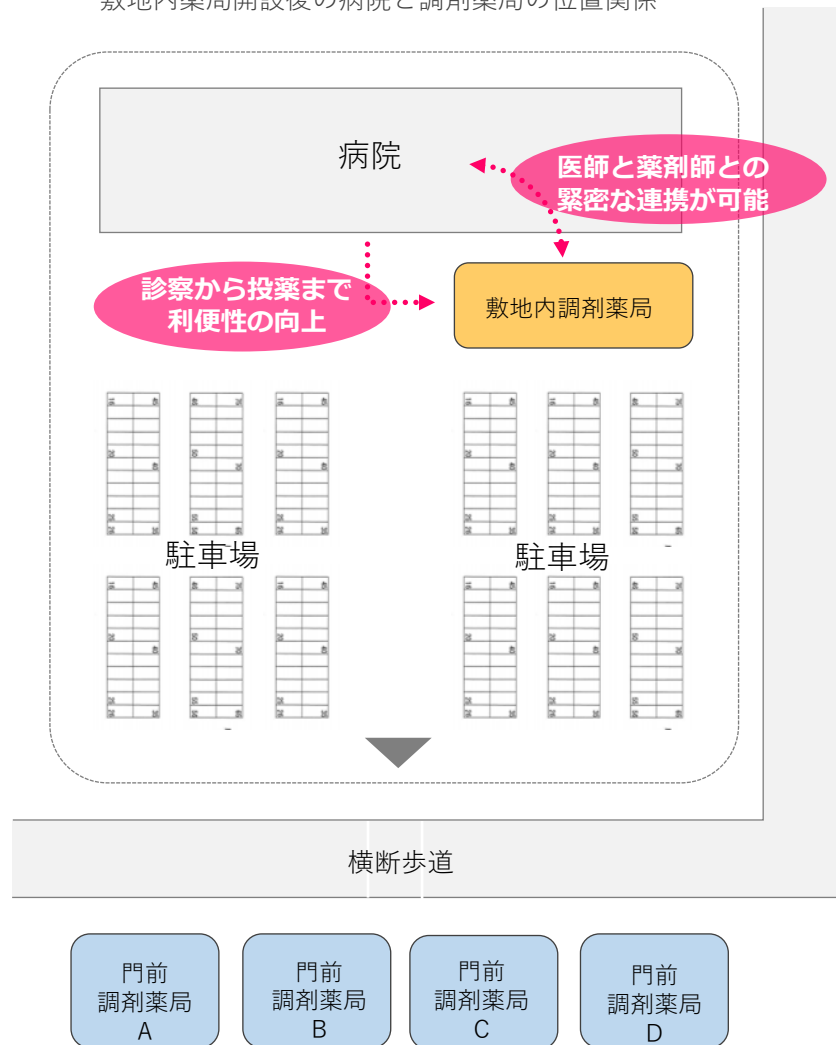
現 状

従来の病院と調剤薬局の位置関係



敷地内薬局開設後

敷地内薬局開設後の病院と調剤薬局の位置関係



病院敷地内薬局 事業スキーム

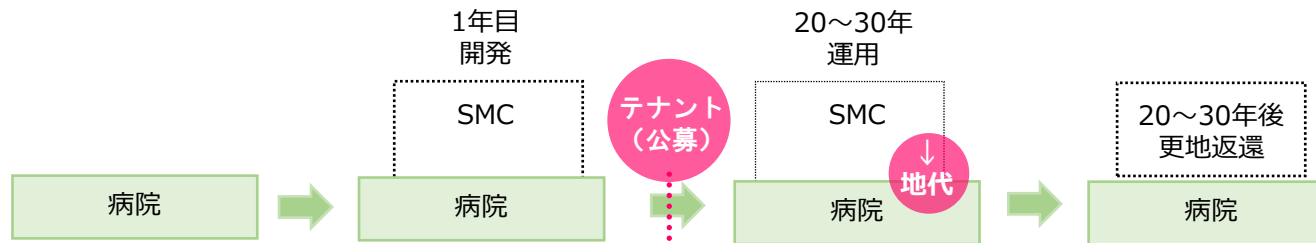
病院敷地内薬局 賃貸借契約スキーム



調剤薬局の開局申請時には厚生局に契約書（契約相手、賃料など）を開示する必要があります。また、平成27年に閣議決定された「規制改革実施計画」により保険薬局の「経営上の独立性」の確保が求められており、保険医療機関との「一体的な経営」が禁止されているため中間業者を介することで上記に当たらないことの証明が可能です。

借地スキーム

- ・ 借地権を設定の上、SMCにて開発、病院は地代を受領
- ・ 事業期間中（20～30年間）のリスクをSMCが負担し、病院は地代を収受（病院のリスク小、安定収入享受）



- ・ SMCが調剤薬局（テナント）を公募
- ↓
- ・ 病院とSMCが定期借地契約を締結
- ・ 薬局建物新築工事着工以降、病院はSMCより地代を受領（20～30年間）
- ↓
- ・ SMCが建物を開発し、建物を保有・運営管理（20～30年間）